

社会福祉法人 千葉県福祉援護会

ヴェルフ藤原居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業 重要事項説明書

居宅介護支援事業 重要事項説明書

【令和 8 年 6 月 1 日版】

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0 4 7 - 4 3 0 - 8 8 2 0 (午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分)

担 当 相談室

2. 当事業所の概要

(1) 基本理念、基本方針、行動指針 【重要事項説明書別紙】をご参照ください。

(2) 居宅介護支援の指定事業所番号及びサービス提供地域

事業所名	ヴェルフ藤原居宅介護支援事業所
所在地	千葉県船橋市藤原 8-17-2
介護保険指定事業所番号	千葉県・1270900234
サービスを提供する地域	船橋市藤原・丸山・上山町・馬込西・馬込町

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤
管理者	有り	1	0
介護支援専門員	有り	4 以上	0
事務職員	なし	0	0

*管理者は介護支援専門員を兼務する。

(4) 営業時間

平日	午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分
休業日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始 12/29～1/3

*職員の配置については指定基準を遵守しています。

*営業時間外及び、休業日におきましても、24 時間相談に応じられる体制がございます。

緊急連絡先：090-1993-0111

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

1. 居宅介護計画の作成申込み
2. ご契約
3. ご本人及び介護者の方の意向確認
4. 介護計画原案作成
5. 対応業者との調整
6. 介護計画決定
7. 業者との契約
8. サービス提供開始

4. 料金

(1) 利用料金

①利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に

応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額の払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援費	I	i	1	11,772 円	初回加算			3,252 円	
			2	15,295 円	通院時情報連携加算			542 円	
		ii	1	5,896 円	入院時情報連携加算		I	2,710 円	
			2	7,631 円			II	2,168 円	
		iii	1	3,533 円	退院・退所加算		I	イ	4,878 円
			2	4,574 円				ロ	6,504 円
	II	i	1	11,772 円			II	イ	6,504 円
			2	15,295 円				ロ	8,130 円
		ii	1	5,712 円			III		9,756 円
			2	7,403 円			緊急時等居宅カンファレンス加算		
		iii	1	3,425 円	ターミナルケアマネジメント加算			4,336 円	
			2	4,574 円	特定事業所医療介護連携加算			1,355 円	
	特定事業所加算	I		5,625 円	介護職員等処遇改善加算		所定単位数の 2.1%		
		II		4,563 円					
III		3,501 円							
A		1,235 円							

※上記の利用料は該当する項目のみの算定となり、今後国において変更される場合があります。

※介護職員等処遇改善加算は上記該当居宅介護支援費に該当加算を加えた総単位数に、2.1%乗じた額を算定いたします。

②交通費

前記 2 の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

③解約料金

利用者のご都合により解約した場合、該当する①の料金をいただく場合があります。

④その他

第 10 条 3 項の複写物の請求に關しての料金は、1 枚 20 円です。

（２）支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので 14 日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払いの方法は、銀行振込、現金、口座引き落としの 3 通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺い致します。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

口頭もしくは文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援1・2と認定された場合

※この場合、条件変更して再度契約することができます。

- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者や家族などが当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更時にお知らせします
調査（課題把握）の方法	○	複数使用します
介護支援専門員への研修の実施	○	随時実施します
契約後、居宅サービス計画の作成段階で利用者のご都合により解約した場合の解約料	○	前記4の（1）の③を参照

（2）その他

①利用者の意思に基づいた契約であることの確保

利用者は居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることができます。

②入院時における医療機関との連携

利用者が病院又は診療所に入院される際は、当事業所の名称及び担当介護支援専門員の氏名を当該病院又は診療所の職員にお伝え下さい。

③ケアマネジメントの公正中立性の確保

居宅介護支援提供開始の際に、あらかじめ利用者又はその家族に対し、提供される居宅サービス等が不当に偏することのないよう、作成した居宅サービス計画の総数の内、前期（3月1日から8月末）、後期（9月1日から2月末）の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合を上位3位まで別紙書面で

説明を行い、理解を得るように努めます。

7. ご要望、苦情等の受付窓口

当事業所のサービス等についてご利用者またはご家族からいただいたご要望、苦情等につきましては、できる限り事業所内において改善を図るよう努めてまいりますが、事業所を設置運営する社会福祉法人千葉県福祉援護会にて設置する『苦情解決委員会』に直接ご意見等をお寄せいただくこともできます。この『苦情解決委員会』には、中立公正な立場で苦情解決第三者委員をおいております。

① 社会福祉法人千葉県福祉援護会『苦情解決委員会』の概要

- ・第三者委員名 廣瀬 賢治 (船橋市生きがい福祉事業団 幹事)
米原 仁子 (法典地区社会福祉協議会 理事)
長嶋 洋二 (千葉市社会福祉協議会生浜地区部会 会長)
佐々木 マサ子 (船橋市法典地区民生委員・児童委員)
- ・連絡先 社会福祉法人 千葉県福祉援護会
〒273-0047 千葉県船橋市藤原8-17-2
電話番号 047-429-6871

②その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 船橋市

担 当 介護保険課 電話 047-436-2304

8 当法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 千葉県福祉援護会
代表者役職・氏名	理事長 繁田 高広
本部所在地・電話番号	千葉県船橋市藤原8丁目17番2号 047-429-6871

【定款の目的に定めた事業】

1. 第1種社会福祉事業

- ①障害者支援施設の経営
- ②特別養護老人ホームの経営
- ③経費老人ホームケアハウスの経営

2. 第2種社会福祉事業

- ①障害福祉サービス事業の経営
- ②相談支援事業の経営
- ③福祉ホームの経営
- ④老人短期入所事業の経営
- ⑤老人デイサービス事業の経営
- ⑥保育所の経営
- ⑦一時預かり事業
- ⑧障害児通所支援の経営

【公益事業】

- ①居宅介護支援事業
- ②居宅介護等事業
- ③介護予防支援事業
- ④地域包括支援センターの受託経営
- ⑤サービス付高齢者向け住宅の経営
- ⑥介護員養成研修事業
- ⑦地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
船橋市短期集中予防サービス通所型事業 一般介護予防事業対象者総合型介護事業)
- ⑧地域生活支援事業を市町村から受託して実施する事業
(障害(児)者日中一時支援事業)
- ⑨地域生活支援事業を市町村から受託して実施する事業
(船橋市障害者(児)総合相談支援事業)

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県船橋市藤原8-17-2

名称 ヴェルフ藤原居宅介護支援事業所

説明者 所属 居宅介護支援事業所

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

[住所]

[氏名] 印

代理人

[住所]

[氏名] 印

身元引受人

[住所]

[氏名] 印

居宅介護支援事業 重要事項説明書別紙

【令和 8 年 6 月 1 日版】

基本理念

千葉県福祉援護会の存在意義

すべての人が心豊かに暮らすことができる
社会形成に貢献します

基本方針

千葉県福祉援護会が大切にしている価値観

ご利用者、ご入居者のために

心のこもった質の高いサービスを提供します

職員に対して

やりがいと溢れ、法人とともに成長できる環境を創出します

地域社会の一員として

調和と連携を重んじた共生社会づくりに貢献します

社会福祉法人 千葉県福祉援護会

行動指針

千葉県福祉援護会の役職員が積極的に実践すること

私たちは、常に

1. 技術研鑽を実践し、より質の高いサービスを提供します

- 私たちは、私たちの事業をとりまく社会・経済環境や福祉行政の動向を的確に捉えて必要な情報を収集し、これを積極的に活用してゆきます。
- 私たちは、変わりゆく福祉ニーズに応え、より質の高いサービスを提供するために仕事の技術を磨き上げてゆきます。

2. 自らの成長を促し、周りの成長を支えてゆきます

- 私たちは、確かな信頼関係のもと、お互いの成長を支え合い、良好なチームワークを築くことができるよう、人として、社会の一員として、そしてこの仕事のプロフェッショナルとしての誇りを持ち、自らを高めてゆくことを求め、これに行動に繋げます。

3. おもてなしの心で接し、お客様の満足度を高めてゆきます

- 私たちは、現にサービスを受けているご利用者、ご入居者はもちろん、私たちの事業を様々なかたちで支えていただいている地域全体をお客様とさせていただきます、常におもてなしの心でお迎え致します。

4. お客様の目線で物事を捉え、最適な答えを導き出します

- 私たちは、その職種の違いに関わらずお客様の思いに正面から向き合い、お客様にとって何が最も大切なのかを考え、お客様に喜んでいただける価値観を創造してゆきます。
- 私たちは、この仕事が人の出生から終焉を迎えるときまで関わらせていただくということを念頭に、時代（とき）の流れとともに絶え間なく安心と信頼を寄せていただけるよう、現在（いま）を大切にしつつ未来（さき）を見据えて歩んでゆきます。

5. その成果をBestとはせずBetterと捉え、更なる改善に繋げてゆきます

- 私たちは、最善を尽くして物事にあたります。そして、その成果の良否に甘んじることなく内省を深めてより良い成果に繋げてゆきます。

6. 誠実・公正に行動し、社会からの期待と信頼に応えてゆきます

- 私たちは、高い倫理観と社会のルール・秩序を自覚して誠実かつ公正に物事にあたり、地域社会からの期待と信頼に応えてゆけるよう、自身をもってその存在意義を示してゆきます。

社会福祉法人 千葉県福祉援護会